(五)　特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、その年中に取引のなかった特定口座については、当該特定口座を開設していた居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対する特定口座年間取引報告書の交付を要しないこととした。ただし、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から請求があった場合には、当該報告書を交付しなければならないこととした。(租税特別措置法第三七条の一一の三関係)

(六)　上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用対象となる上場株式等の譲渡の範囲に、信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。)の国内にある営業所に信託されている上場株式等の譲渡で、当該営業所を通じて、外国証券業者への売委託により行うもの又は外国証券業者に対して行うものを追加することとした。(租税特別措置法第三七条の一二の二関係)

(七)　地域再生法の一部改正に伴い、特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例の適用対象となる特定株式の範囲に、同法に規定する認定地域再生計画に記載されている一定の特定地域再生事業を行う株式会社(平成二六年三月三一日までに同法の確認を受けたものに限る。)であって中小企業者に該当するものにより発行される株式で、当該確認を受けた日から同日以後三年を経過する日までの間に発行されるものを追加することとした。(租税特別措置法第三七条の一三関係)

(八)　国に対して重要文化財に準ずる文化財を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、次の措置を講じた上、その適用期限を二年延長することとした。(租税特別措置法第四〇条の二関係)

(1)　本特例の適用対象を文化財保護法の規定により重要有形民俗文化財として指定された資産とする。

(2)　本特例の対象譲渡先の範囲に、地方公共団体を追加する。

(九)　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、都市の低炭素化の促進に関する法律の制定に伴い、認定低炭素住宅(住宅の用に供する同法に規定する低炭素建築物に該当する家屋で一定のものをいう。)の新築又は建築後使用されたことのない認定低炭素住宅の取得をして平成二四年又は平成二五年に居住の用に供した場合における住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を次のとおりとすることとした。(租税特別措置法第四一条及び第四一条の二関係)

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率
平成二四年	一〇年間	四、〇〇〇万円	一・〇%
平成二五年	一〇年間	三、〇〇〇万円	一・〇%

(一〇)　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を二年延長することとした。(租税特別措置法第四一条の五関係)

(二)　特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を二年延長することとした。(租税特別措置法第四一条の五の二関係)

(三)　給与、退職手当等について源泉徴収した所得税の納期限の特例について廃止することとした。(旧租税特別措置法第四一条の六関係)

(三)　認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、税額控除額の上限額を五〇万円(改正前一〇〇万円)に引き下げた上、その適用期限を二年延長することとした。(租税特別措置法第四一条の一九の四関係)

2　法人課税

(一)　エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、化石燃料以外のエネルギー資源の利用に資する機械その他の減価償却資産の対象となる資源から太陽光及び風力を除外した上、平成二四年七月一日から平成二五年三月三一日までの間に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に該当する太陽光又は風力の利用に資する機械その他の減価償却資産のうち一定のものの取得等をしてその取得等の日から一年以内にその事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において、その減価償却資産の即時償却ができることとした。(租税特別措置法第一〇条の二の二、第四二条の五及び第六八条の一〇関係)

(二)　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象資産の範囲に製品の品質管理の向上に資する工具、器具及び備品を追加した上、その適用期限を二年延長することとした。(租税特別措置法第一〇条の三、第四二条の六及び第六八条の一一関係)

(三)　沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除制度について、沖縄振興特別措置法の改正に伴い、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を五年延長することとした。(租税特別措置法第四二条の九及び第六八条の一三関係)

(1)　観光振興地域に係る措置について、対象となる地区を提出観光地形成促進計画において観光地形成促進地域として定められている地区とする。

(2)　情報通信産業振興地域に係る措置について、対象となる地区を主務大臣により情報通信産業振興地域として指定された地区とする。

(3)　産業高度化地域に係る措置について、対象となる法人を産業高度化・事業革新措置実施計画につき認定を受けたものとするとともに、対象となる地区を提出産業高度化・事業革新促進計画において産業高度化・事業革新促進地域として定められている地区とする。

(4)　自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る措置について、対象となる地区を主務大臣により国際物流拠点産業集積地域として指定された地区とする。

(四)　公害防止用設備の特別償却制度について、対象設備の見直しに伴い、対象者を中小企業者等とすることとした。(租税特別措置法第一一条、第四三条及び第六八条の一六関係)

(五)　特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、沖縄振興特別措置法の改正に伴い、次のとおり見直しを行うこととした。(租税特別措置法第一二条、第四五条及び第六八条の二七関係)

(1)　産業高度化地域に係る措置について、次のとおり見直しを行う。

イ　対象となる者を産業高度化・事業革新措置実施計画につき認定を受けたものとする。

ロ　対象となる地区を提出産業高度化・事業革新促進計画において産業高度化・事業革新促進地域として定められている地区とする。

ハ　一の生産等設備を構成する対象資産の取得価額の合計額の上限を二〇億円(改正前一〇億円)に引き上げる。

(2)　自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る措置について、次のとおり見直しを行う。

イ　対象となる地区を主務大臣により国際物流拠点産業集積地域として指定された地区とする。

ロ　一の生産等設備を構成する対象資産の取得価額の合計額の上限を二〇億円(改正前一〇億円)に引き上げる。

(六)　特定再開発建築物等の割増償却制度における都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、対象となる計画に同法の規定により公表された都市再生事業に関する事項が記載された整備計画を含めることとした。(租税特別措置法第一四条の二、第四七条の二及び第六八条の三五関係)